

介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度 募集要領

介護福祉士をめざし、介護福祉士実務者研修（以下、「実務者研修」という）を受講する実務経験 3 年以上（見込含む）の介護職員に対し、受講費用を貸し付けます。実務者研修卒業後、1 年以内に介護福祉士登録し大阪府内の社会福祉施設等で引き続き 2 年間介護等の業務に従事すること（以下「返還免除対象業務」という）で、返還が免除となります。

※この貸付金をご利用いただくには、平成 29 年度または平成 30 年度に実施される介護福祉士国家試験の受験資格を満たすことが必要です。

※申請日において、すでに実務者研修を修了した方については、申込みいただけませんのでご注意ください。

この制度でいう「介護等の業務」は昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号厚生省社会局長通知・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添 1 に定める職種若しくは別添 2 に定める職種又は当該施設の長の業務を指します。

申請について

1. 貸付対象者

下記要件の①、②いずれか及び③、④を満たすことが必要です。

① 大阪府内で開講する介護福祉士の実務者研修施設（以下「研修施設」という。）に在学していること。

※近畿厚生局及び大阪府の指定している養成施設は各ホームページをご確認ください。

② 大阪府内の市町村に住民登録していること

③ 実務者研修受講に際し、経済的援助を必要としていること。

④ 実務者研修を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士国家試験を受験し介護福祉士として登録し、大阪府内の施設等で介護福祉士として 引続き 2 年以上「返還免除対象業務」に従事しようとする意思を有している こと。

※④については、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、卒業した日の属する年度から翌々年度までの間で国家試験に合格した日を実務者研修を卒業した日とすることができます。

2. 貸付限度額

金 200,000 円以内（一括で貸付：申請は千円単位）

実務者研修の受講・国家試験受験に関連する必要な費用をお申込みいただけます。

例）実務者研修の受講費用、スクーリングの交通費、受験対策講座の費用など

ただし、生活費は対象外です。

3. 貸付回数 1 人につき 1 回

4. 貸付の利子 無利子

5. 申請に必要な書類 ※必要な様式は問合せ先まで資料請求してください。

申請者は次の書類を大阪福祉人材支援センターに郵送（特定記録）もしくは直接提出してください。

① 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書(様式第 1-1 号)

② 申請者を含む世帯全員の記載された住民票（申請日より前 3 か月以内に発行されたものでマイナンバーが記載されていないもの）

- ③ 本人および連帯保証人の収入を証明するもの（市町村の住民税課税証明書、源泉徴収票など）
- ④ 実務者研修受講証明書（様式第2号：研修施設長の証明が必要です）
- ⑤ 実務経験証明書…従事している(していた)事業所・施設の証明書(様式第20-1号)
※登録型のヘルパー・家政婦等の業務に従事している(していた)場合は「従事日数内訳書」(様式第20-2号)の提出も必要です。

6. 募集期間と定員

募集については毎月20日に締め切ります。

平成29年度については先着順で受け付けを行います。

募集定員は年間概ね1,000人としますが、申請状況によって変更する場合があります。

7. 申請に関する留意点

- ① 介護福祉士実務者研修受講資金貸付は、介護福祉士として登録し、大阪府内において2年間、返還免除対象業務に従事しなければ返還義務が生じることを、申請者及び連帯保証人が十分に認識していただき、自筆での署名・捺印が必要です。
- ② 連帯保証人が1名必要です。
 - ◎ 連帯保証人が原則1名必要です。
貸付決定にあたり、連帯保証人に確認事項の連絡をする場合があります。
 - ◎ 連帯保証人は下記の要件をすべて満たす方に限ります
下記の（ア・イ・ウ）の要件をすべて満たす方を連帯保証人としてください。

ア	独立した生計を営んでいること。
イ	申請日において年齢が65歳未満であること。
ウ	安定した収入があること。
 - ◎ 連帯保証人は、日本国内に居住する成年の者に限ります。生活福祉資金等、社会福祉協議会が実施している貸付金の連帯保証人になられていないことや、過去に生活福祉資金等の貸付を受けて返還している場合は、その返済を滞納していないことが条件です。
 - ◎ 複数の貸付に対して同一人が連帯保証人になることはできません。
- ③ 未成年者の申請の場合は、親権者の同意が必要になります。申請様式が異なりますので、府社協へお問い合わせください。

貸付について

1 貸付の決定

書類による審査を行い、貸付の採否を決定し、結果を郵送にて通知します。

2 貸付決定後の手続き

貸付の決定を受けた者（以下、「貸付決定者」という）は決定通知を受けた日から14日以内に以下の書類を大阪府社会福祉協議会（以下、「府社協」という）に提出してください。郵送の場合は、簡易書留または特定記録をご利用ください。

- ① 誓約書（様式第4号）
- ② 実務者研修受講資金借用証書（様式第5号）
※収入印紙200円（10万円以内）400円（10万～20万円）貼り付け
- ③ 本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書（契約日より前3か月以内発行）
- ④ 貸付金の振込先となる銀行口座の通帳の写し
（金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの）

3 貸付決定後の取扱い

借用証書、連帯保証人に係る書類等の確認を行ったうえ、貸付を行います。

貸付を受けた者(以下「借受人」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から実務者研修受講資金の貸付契約を解除し、貸付契約を解除した日の属する月の翌月から貸付金を返還していただきます。

- ① 研修施設を退学し、又は退学させられたとき。
- ② 借受人であることを辞退するとき。
- ③ 死亡・心身の故障のため、研修施設を卒業する見込みがなくなったとき。
- ④ 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- ⑤ 虚偽その他不正な方法により実務者研修受講資金の貸付を受けたことが明らかとなったとき。
- ⑥ その他実務者研修受講資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

貸付後の手続き

1. 報告・申請

本貸付の返還免除には、条件があります。必要な報告・申請をご提出ください。

(例) 貸付終了後、下記国家試験の可否結果(登録)、就業 1 年目、2 年目のそれぞれの時期に現況報告と各種申請を行ってください。

〔1〕受講修了したとき

- ①現況報告書
- ②実務者研修修了証明書(写)

〔2〕国家試験合格発表後、同年 5 月に試験結果と猶予申請を提出

- ①実務者研修受講資金返還猶予申請書(様式第 9 号)
- ②現況報告書
- ③介護福祉士登録証(写)

〔3〕猶予開始 1 年目の現況報告

- ①現況報告書
- ②従事期間証明書(様式第 16 号)

〔4〕猶予開始 2 年目の現況報告と返還免除申請

- ①実務者研修受講資金返還免除申請書(様式第 7 号)
- ②現況報告書
- ③従事期間証明書(様式第 16 号)

【その他】

- ◎ 業務従事先を変更したときは業務従事先等変更届(様式第 15 号)に業務従事期間証明書(様式第 16 号)を添えて、直ちに府社協に届け出なければなりません。
- ◎ 転職や休職(出産等)の場合はすみやかに事務局へ連絡してください

2. 返還猶予

次の場合は、その事由が継続している間、返還を猶予することができます。

- ① 社会福祉士に係る養成施設等に在学しているとき。
- ② 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しているとき。

③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

3. 返還免除

次の場合は返還債務の全部が免除となります。

- ① 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き2年間従事したとき。
- ② ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者については、前号の規定にかかわらず、市町村及び有料職業紹介所等へ登録した期間が通算730日以上であり、かつ、返還免除対象業務に従事した期間が360日以上あること。なお、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとします。
- ③ ①の場合において、介護福祉士養成施設または社会福祉士養成施設に修学あるいは災害、負傷、疾病その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかったときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、返還免除対象業務の従事期間には、業務に従事できなかった期間は算入しません。なお、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、大阪府以外の都道府県において返還免除対象業務に従事したときは、引き続き当該業務に従事しているものとみなし、返還免除対象業務の従事期間に算入します。

4. 返還

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会実務者研修受講資金貸付要綱及び同要領に定める返還免除や猶予の事由に該当する場合を除き、責任を持って返還しなければなりません。また、借り受けた本人が何らかの理由により返還できなくなった場合は、連帯保証人に、その債務を負担していただきます。

★返還となる場合(重要)

- ① 実務者研修受講資金の貸付契約が解除されたとき
- ② 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 大阪府内において介護福祉士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 返還免除対象業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により大阪府内において返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

(1) 返還期間

返還となった日属する月の翌月から6ヶ月以内一括もしくは分割により返還してください。

例) 200,000円貸付を受けた方が返還になった場合 ⇒ 月々の返済額 約 33,333円×6か月分

(2) 返還方法

返還は受講生本人名義の預金口座から、当会契約の収納代行会社(りそな決済サービス株式会社)を通じて、自動振替します。返還完了後、実務者研修受講資金借用証書をお返しします。

(3) 延滞利息

正当な理由なく、返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、年5%の延滞利息を支払わなければなりません。

申請に関する問い合わせ先

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター 介護福祉士実務者研修受講資金貸付担当
〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内
Tel.06-6776-2943(平日9:00~17:00受付) Fax.06-6761-5413



(ホームページ) <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>

申請書など様式の資料請求はコチラ→